

電子縦覧対象業務委託

令和 8 年度

業務番号 繰 第 621-1 号

国道338号道路災害防除地すべり観測業務委託

特 記 仕 様 書

青森県下北郡佐井村大字長後 地内

青森県下北県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「地質・土質調査業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 9 年 3 月 2 5 日

第 3 条 打ち合わせ等

本業務における打ち合わせは、当初、成果品納入時及び中間打ち合せとし、.....3.....回とする。中間打ち合わせは、.....調査職員との協議の上決定.....とする。

第 4 条 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、当初打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 5 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

.....過年度成果品等必要に応じて貸与する。.....

第 6 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 7 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第 1 条 地質調査作業条件

地質調査作業条件は、下記のとおりとする。

工	種	作 業 条 件
---	---	---------

1. 本業務は、長後地すべり地区における地すべり観測機器（過年度設置機器）による
観測業務である。

2. 地すべり観測機器による観測では、以下の作業が含まれるものとする。

（1）地下水位測定

・地下水位計観測（1回／2ヶ月） N＝27回

・地下水位計資料整理 N＝54回

（2）移動杭等による調査

・定点移動観測（1回／月、4級基準点測量準拠、資料整理含む） N＝86点・回

（3）伸縮計による調査

・伸縮計による調査観測 N＝30基・回

・伸縮計資料整理 N＝60基・月

（4）孔内傾斜計による調査

・挿入式孔内傾斜計観測 N＝14孔・回

・挿入式孔内傾斜計資料整理 N＝14孔・回

（5）雨量計による調査

・雨量計資料整理 N＝1基

（6）観測データ監視

※毎朝、会社または自宅等のパソコンにてWEBページを確認し記録。

異常を観測した場合、速やかに調査職員へ連絡する。

・自動観測データ監視（雨量計） 履行期間内

（7）現地確認業務

・現地目視点検（ディープウェル：5基（参考）アンカー荷重計：5基） N＝3回

異常を確認した場合、速やかに調査職員へ報告する。

3. 機器の取扱について

- ・地下水位計 9 孔：県所有品。現地設置済み。
- ・伸縮計（本体） 3 箇所：損料扱い。
- ・伸縮計（格納箱、インバー線、木杭、塩ビ管、ソケット等）：県所有品。現地設置済み。
- ・孔内伸縮計（本体） 7 箇所：損料扱い。
- ・孔内伸縮計（格納箱）：県所有品。現地設置済み。
- ・孔内傾斜計（本体） 7 箇所：損料扱い。計測時のみ挿入。
- ・孔内傾斜計（パイプ、カップリング、キャップ等）：県所有品。現地設置済み。
- ・遠隔監視型雨量計（本体） 1 基：県所有品。現地設置済み。
- ・遠隔監視型雨量計（架台、塩ビ管等）：県所有品。現地設置済み。
- ・Webカメラ 1 基（カメラ、ルーター、LANルーター、LANケーブル、避雷器、ACDCコンバータ）：県所有品。現地設置済み。

4. 異常時等対応態勢

- ・観測機器や現地の異常が発生した場合、現地へ速やかに到着出来る態勢をとること。

5. その他（電気通信費等）

- ・遠隔監視型雨量計：携帯電話通信費及び i-sensor クラウド使用料について、
受注者名義で通信会社と契約し、6 ヶ月分の費用を支払うこと。
- ・WEB カメラ：WEB カメラ通信費及び電力料金について
受注者名義で通信会社及び電力会社と契約し、6 ヶ月分の費用を支払うこと。

第2条 BIM/CIMの活用について

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 提出書類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

第4条 支給材料

本業務の支給材料は次のとおりである。

1. 品 名.....
2. 数 量.....
3. 品 質・品 等.....
4. 規 格・性 能.....
5. 引 渡 場 所.....
6. 引 渡 時 期.....
7. 使用方法場所.....

第5条 地盤情報データベースへの登録

受注者は、地質・土質調査業務共通仕様書第118条 成果物の提出に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、青森県電子納品運用ガイドラインに基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書(PDFファイル)を、青森県電子納品運用ガイドラインに規定されている格納フォルダBORING/OTHERSに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

第6条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月 15 日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 3) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 4) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができ。

情報共有システム利用基準 ＜整備企画課 HP＞

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM) 1部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む) 1部

2. その他

(1) 現地調査写真集 部

地質調査業務に関する提出種類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書*	軟弱地盤技術解析及び物理探査等で実施される照査を含む場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	113 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)111 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	110 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	110 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	117 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	133 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	139 条